

松山議員

説明資料

監察課がいじめを停止します！

これっていじめかも？と思ったら……

いじめ通報促進チラシ



- ・市内の小中学生に毎月1回配布！
- ・保護者の方からの通報も受け付けます
- ・下記のリンクからダウンロードできます

じっくり考えながら
相談したい

メール

- ・メールアドレス
kansatsu@city.neyagawa.
osaka.jp

ケースワーカーと
直接話したい

フリーダイヤル

- ・TEL 0120 - 7830 - 66
午前9時00分～午後5時30分
※月曜日から金曜日(土日祝除く)

「もっと寝屋川」を
使っている

市公式アプリ

- ・24時間いつでも通報が
可能。

気軽に相談したい

LINE



- ・QRコードを読み取り、
画面に従って選択・入力。

監察課のいじめ対応件数

※児童・生徒間のいじめ

令和4年度

337件

令和5年度

431件

令和6年度

554件

令和7年度

(3学期末時点)

994件

直接監察課へ通報・相談があった件数

令和4年度

151件

令和5年度

137件

令和6年度

186件

令和7年度

(3学期末時点)

211件

令和7年度内訳・・・通報チラシ 66件・フリーダイヤル 58件 等

情報提供をいただいた後は、監察課が聴き取り調査を行うなど即時に対応し、いじめ停止に向けて動きます。

寝屋川モデル 「いじめゼロ」に向けた新アプローチ

本市では、教育的な指導による人間関係の再構築を目的とした教育的アプローチと、いじめを人権問題として捉え、被害者と加害者の概念を用い、いじめを即時に停止させる行政的アプローチを確立させています。

この2つのルートを確保していることで、子どもたちや保護者の方が望む形の対応を選択でき、いじめの早期停止と抑止が図られています。

教育的アプローチ <small>(学校・教育委員会による通常はいじめ対応)</small>	行政的アプローチ <small>(市長部局「監察課」によるいじめ対応)</small>
教育的な指導による 「人間関係の再構築」	目的 いじめを人権問題として捉え 「いじめの即時停止」
いじめられている側・いじている側 ⇒ 教職員にとって共に大切な児童・生徒	対象 被害児童・生徒、加害児童・生徒の概念を用いる
ほとんどのいじめ事案が解決	メリット ・ 短期間で判断・停止 ・ 児童と教職員の問題にも対応 ・ 独自データに基づく「是正勧告」の実施
・ 「人間関係の再構築」に長期間を要する ・ 児童と教職員の問題への対応が困難	デメリット 「人間関係の再構築」が困難
国が定めるいじめ防止対策推進法や基本方針に基づき対応 (法に基づくいじめの認定)	対応 独自に収集した1次データに基づき対応 (独自の基準によるいじめの認定)

2つのルート(教育的・行政的アプローチ)を”並走”させる意義

① ダブルチェック

- 第三者的視点でいじめ対応の不備をチェック
- 第三者的視点で事後の検証を実施

② 2つの選択肢を提示

- 目的の違う2つのルートを提示することで、相談者が望む形の対応を選択できる
- 別のルートを確保することで、教職員等との問題にも対応が可能

③ 役割分担

- 教職員の負担軽減
- 専門的な対応が可能

どちらか1つのルートのみを強化してもデメリットの解消にならない

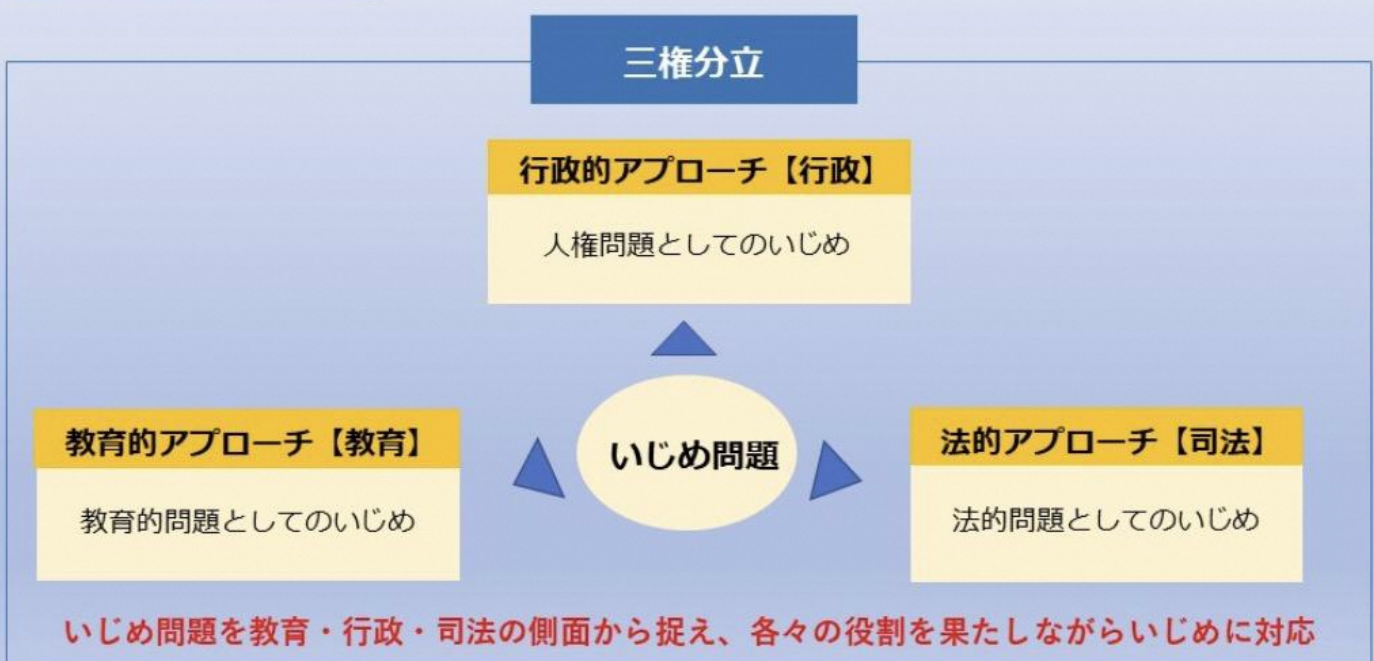
各種対策を打ってきたにもかかわらず、長年いじめ問題が繰り返されてきた原因の一つ

4

いじめ対応の三権分立

法的アプローチ

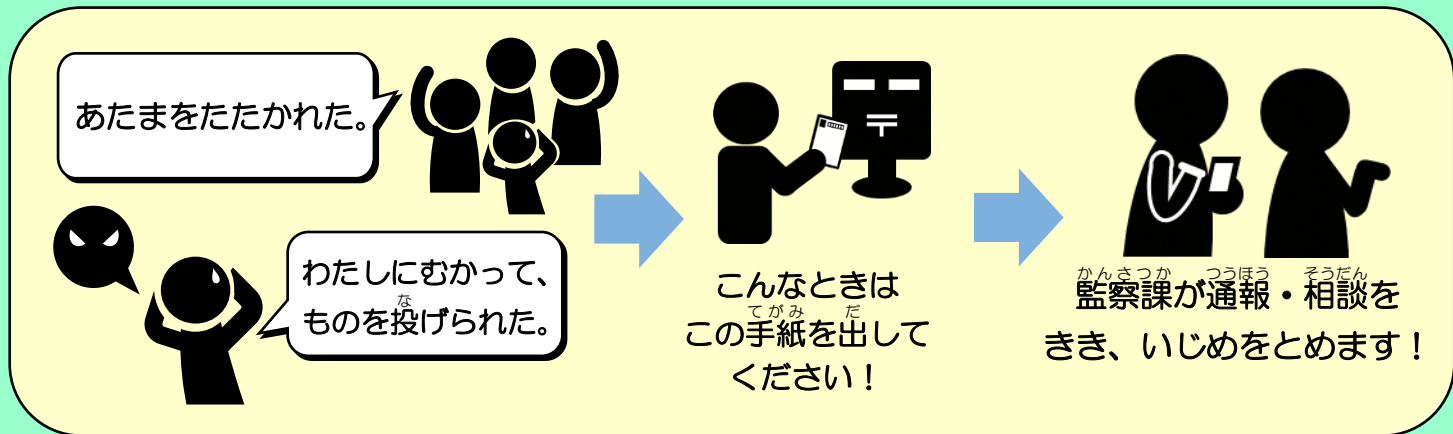
賠償請求などの民事訴訟や刑事告訴の支援、弁護士費用を補助



5

もとめます、あなたのゆうき！

かん てがみ おし
あなたが感じた「いじめ」について、お手紙で教えてください！



し やくしょかんさつか はなし
市役所監察課が、あなたのお話をききにいきます

きりとり

「いじめ」かも？と思った「あなた」へ
ゆうきを出してこのお手紙をおくってください

※氏名などを書きたくないときは、書かな

くてもお手紙はとどきます

し めい
氏名 _____

がっこうめい しょうがっこう
学校名 _____ 小学校

ねん くみ
クラス _____ 年 _____ 組

れんらくほうほう

あなたへの連絡方法（○をしてください）

でんわ がっこう あ た
電話・学校で会う・その他（ _____ ）

でんわ ぼあい はなし でんわばんごう
電話の場合、お話ができる電話番号

【いじめフリーダイヤル】

いじめについて、相談したいことがあれば、いつでも

でんわ 電話してください。（Tel. 0120-7830-66）

ごぜん じ ふん ご じ ふん びつようび きんようび しやくじつぞ
午前9時00分～午後5時30分 月曜日～金曜日（祝日除く）

きりとり

きりとり

のりしろ（内側に折る）

※あなたのまわりのいじめについて、知っている
ことを書いてください

1. そのいじめはいつ、どこでありましたか？

（いつ _____ ）

（どこで _____ ）

2. だれが、だれをいじめていましたか？

（だれが _____ ）

（だれを _____ ）

3. どんなことをしていましたか？

谷折

谷折

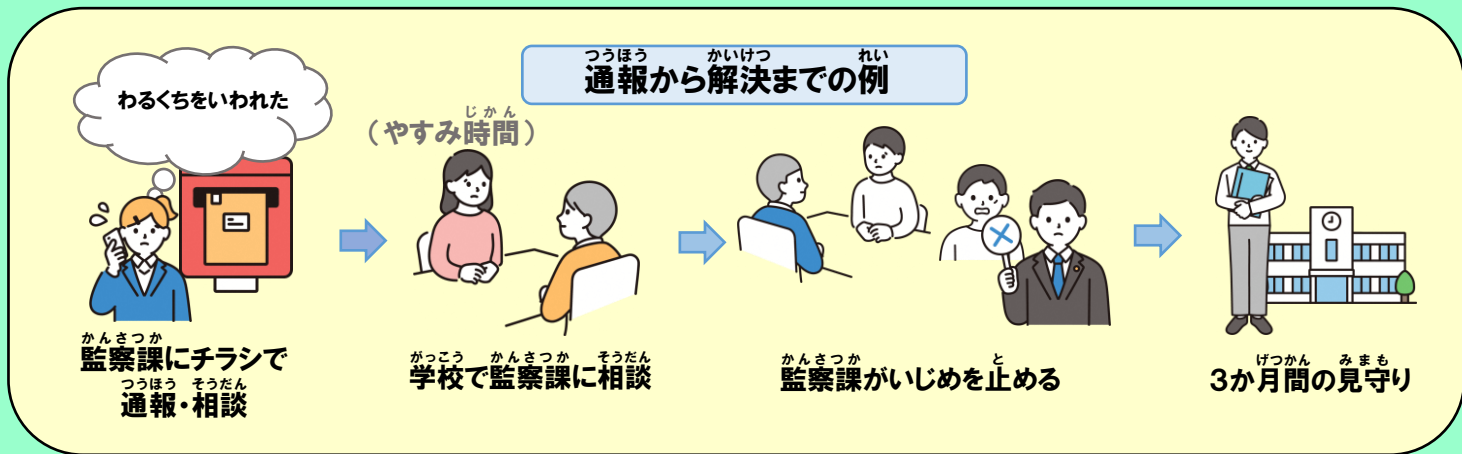
のりしろ（内側に折る）

のりしろ（内側に折る）



かんさつか
監察課は、いじめをぜったいにゆるさない！
 てがみ
お手紙をもらったら、すぐにうごきます！

かん
あなたが「いやだ」と感じたら、それはいじめです！



※このチラシはねやがわしりつしょうちゅうがっこうの小中学校のみなさんにくばっています

きりとり

料金受取人私郵便

寝屋川局
 承 認

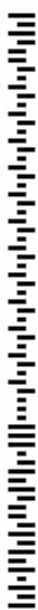
363

差出有効期間
 令和9年3月31
 日まで
 切手を貼らずに
 お出してください

5 7 2 - 8 7 9 0

寝屋川市
 危機管理部
 監察課
 行

寝屋川市本町一番一号



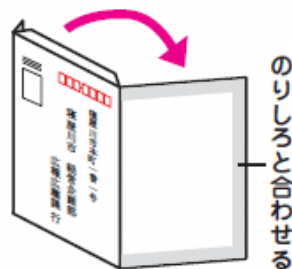
山折

山折

きりとり

てがみ おく かた
お手紙の送り方

- ①お手紙を切り取ります。
- ②うら面に氏名、学校名、クラスなどを記入します。
- ③「のりしろ」部分
 にのりをつけ、お
 てがみ お
 手紙を折って貼り
 っ
 付けてください。
- ④切手を貼らずに郵便ポストへ入れてください。



きりとり

寝屋川モデル「いじめゼロ」に向けたアプローチ

寝屋川市 危機管理部 監察課

寝屋川市の「3段階アプローチ」

寝屋川市では、先生方を中心とした学校現場でのいじめ対応を「教育的アプローチ」と定義し、加えて、市長部局監察課による「行政的アプローチ」、弁護士等による「法的アプローチ」という3段階のアプローチを用意しています。

	主 体	対象の概念	目 的
第1段階 教育的 アプローチ	・学 校 ・教育委員会	教育・指導の対象としての児童	人間関係の再構築
第2段階 行政的 アプローチ	市 役 所 監 察 課	被害児童・加害児童 の概念を用いた対応	事態の早期收拾
第3段階 法 的 アプローチ	・弁護士 ・警 察 ・裁判所	法的手続の当事者 (原告・被告等)	・責任の追及 ・損害の回復

POINT

以前から行われている学校現場のいじめ対応では、教育的な指導による人間関係の再構築を目的とするため、中には解決まで時間を要し、深刻化するケースもあります。

そこで寝屋川市では、いじめ問題を市民の人権問題として捉え、教育委員会とは異なる第三者的な立場から対応します。「被害児童・生徒」「加害児童・生徒」の概念を用い、いじめ問題の即時停止を目的として、1か月以内という短期間で事案へ対応しています。

法的アプローチでは、被害者による警察への告訴、民事での訴訟を行うルートとして、刑事・民事事件に関する法的な手続を支援するため、その費用を市が補助する制度を設けています。

寝屋川市で発生したいじめの傾向

● 学年について ●

寝屋川市では、小学校高学年頃からいじめの認知件数が増加し始め、**中学1年生をピーク**としてその後減少していく傾向にあります。

● 関係する人数について ●

小学校高学年や中学生では、被害者1人に対し、**加害者が複数**関わるいじめの発生割合が高い傾向にあります。

いじめ事案に対する監察課の対応例

いじめ通報促進チラシからの相談の場合



<相談>

被害者本人から、「自身の容姿についてからかわれて学校に行きづらい」という相談があった。



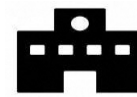
<調査①>

学校にて、被害者に聞き取りを行い、いじめの行為を確認。被害者本人の意向を聞き取る。



<調査②>

被害者の希望を確認し監察課から加害者に対して、いじめの停止に向けた働きかけを行う。



<見守り>

学校を訪問し、被害者の登校状況及び学校生活の様子を確認するとともに、普段の様子は担任等が学校での見守りを続けている。

POINT

いじめの内容は、学年が上がるごとに保護者や教職員の目が届きにくくなる傾向にあります。最近では中学生のみならず、小学生でも SNS などを使ったインターネット上でのいじめ事案が増加しています。

インターネット上でのいじめ事案の例として、「オンラインゲーム内での悪口や暴言」「SNS (LINE グループ等) での仲間外れ」「クラスメイトの画像等を許可なく拡散する」などが挙げられます。

監察課に直接いじめの通報・相談があったときは、監察課が被害児童・生徒、加害児童・生徒、教員、保護者等に直接関与して調査・対応を行います。早期にいじめの事実確認を行い、加害者へいじめ停止に向けた働きかけ等を行うことで、1か月以内のいじめの停止を図っています。

「いじめ通報促進チラシ」を始めとした、さまざまな相談方法を用意することで、積極的な情報収集を図っています。

いじめの情報提供に御協力をお願いします！

監察課では、様々なツールを用いて積極的に情報収集をおこなっており、令和6年度には、**186**件の通報・相談が直接監察課に届いています。

いじめ通報促進チラシ

対応件数

63 件

市内の小中学生に
毎月1回配布しています！
保護者の方からの
通報も受け付けます。

フリーダイヤル

対応件数

52 件

午前9時00分～午後5時30分
※月曜日から金曜日（祝日除く）
TEL 0120-7830-66

市公式アプリ

対応件数

17 件

市公式のもっと寝屋川アプリから
24時間いつでも通報が可能。

メール

対応件数

15 件

メールアドレス：
kansatsu@city.neyagawa.
osaka.jp

LINE

対応件数

1 件

QRコードを読み取り、
画面に従って選択・入力。

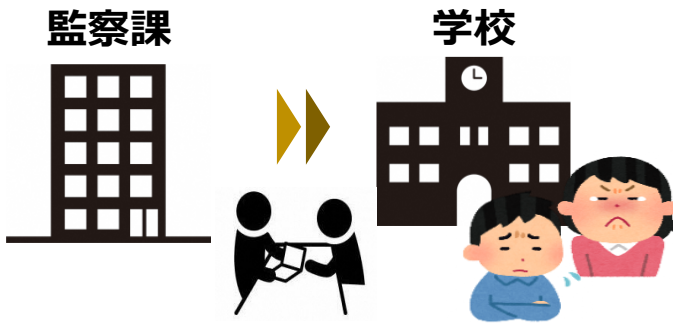


※その他、来庁等による相談もございました。

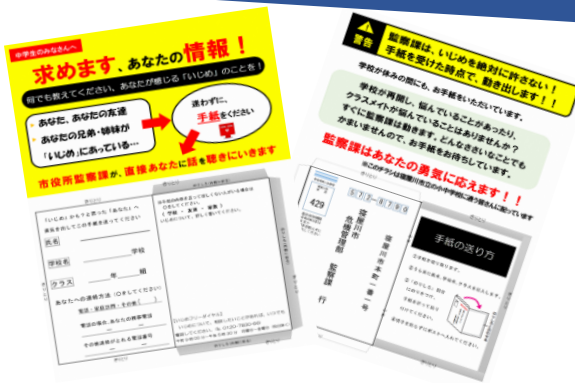
監察課職員による子どもたちとの対話

監察課×子どもたち
“顔が見える”
関係を築く

いじめゼロに向けた新アプローチ



いじめ通報促進チラシ



監察課がみなさんの学校にお伺いして、いじめの解決に向けて取り組んでいることや効果などをお話しし、みなさんの疑問にお答えします。

『監察課』ってどんなところ？
—— 監察課と話をしよう！ ——

対象：市立小学校の3年生・6年生

日程：令和7年6月～（暴力防止プログラム(CAP)の中で実施)